

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第2回津市災害弔慰金等支給審査委員会
2 開催日時	令和7年9月25日(木) 午後2時30分から午後3時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市災害弔慰金等支給審査委員会委員) 委員長 渡部 泰和 副委員長 下井 良基 委員 木村 夏美、千草 篤磨 (事務局) 健康福祉部長 坂倉 誠 健康福祉部次長 松田 孝行 福祉政策課長 中津 宜大 福祉政策課 地域福祉担当主幹 加藤 充孝 福祉政策課 主査 山本 駿
5 内容	(1) 災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアルについて (2) 災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアルについて (3) 想定事案による事例検討
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部福祉政策課地域福祉担当 電話番号 059-229-3283 E-mail 229-3150@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局 (加藤)	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第2回津市災害弔慰金等支給審査委員会を始めます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めます、健康福祉部福祉政策課地域福祉担当主幹の加藤と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (加藤)	<p>それでは、早速ではございますが、健康福祉部長の坂倉から御挨拶を申し上げます。</p>
健康福祉部長	<p>皆様、本日はお忙しい中、第2回津市災害弔慰金等支給審査委員会へ御出席いただき誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃より市政に格別の御協力をいただきますとともに、第1回の委員会におきまして、津市災害関連死認定基準の策定に多大な御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、先日、9月12日からの大雨に伴う災害により四日市市においては、床上浸水がおよそ200棟、床下浸水はおよそ3,100棟に上る被害が出ました。</p> <p>四日市市に災害救助法が適用される事態となり、今後、懸念されている南海トラフ地震や線状降水帯等による予期せぬ大雨が発生した際に、本来あってはならないことですが、有事の際に本市として迅速に対応できるよう準備していく必要を改めて感じたところです。</p> <p>本日の議題は3点です。1つ目は災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル(案)を作成しましたので、当該支給に関する事項をはじめ、フロー図、様式等について後ほど説明させていただきます。</p> <p>2つ目の災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル(案)も、1つ目と同様に後ほど説明させていただきます。3つ目には、今後、有事における災害関連死の可否等について御審議いただくことを想定しておりますが、まずは、災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル(案)に基づき、様式なども含め、実際の一連の流れを説明させていただくこととなります。</p> <p>以上の議題につきまして、皆様より忌憚のない御意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は何卒よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (加藤)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、奥野委員については、御欠席との連絡を頂いております。</p> <p>本委員会の成立につきましては、委員5名のうち出席委員4名であり、「津市災害弔慰金の支給等に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>なお、本来であります不開示情報となる個人情報が含まれる個別事案を調査審議していただく場合は、非公開となりますが、今回の委員会につきまして</p>

は、想定事案であり、不開示情報が含まれておりません。

このことから、「津市情報公開条例」第23条の規定に基づき、公開審議となり、議事録は津市のホームページ上で公開することになっていますので、議事録作成のため、録音をさせていただきます。御了承のほどよろしくお願いいたします。

事務局 (加藤)

続きまして、本日の資料ですが、お手元に配布してございます席次表1枚と、事前に配布させていただきました、①事項書、②「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル(案)」、③「災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル(案)」、④「想定事案の概要」、⑤委員名簿、⑥津市災害関連死認定基準になります。不足の資料がありましたら、お申し出いただきますようお願いいたします。

【配布資料確認】

それでは、「津市災害弔慰金の支給等に関する条例」第21条第1項の規定に基づき、渡部委員長に議長をお願いしたいと思っておりますので、渡部議長、よろしくようお願いいたします。

議長

では、ここから議事に移らせていただきます。

議事進行につきましては、皆様に御協力いただきますようお願いいたします。

まずは、事項1の「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル」についてですが、事前に事務局から資料を送付してもらっていますが、改めて事務局から説明をお願いします。

事務局 (中津)

福祉政策課長の中津です。よろしくお願いいたします。

「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル」について、御説明申し上げます。

災害関連死に係る災害弔慰金と事項2の災害障害見舞金につきましては、前回、第1回の委員会におきまして、「委員会の運営方法」として、災害弔慰金及び災害障害見舞金支給の一般的な流れについて、委員の皆様に御協議いただいたところです。

今回、その流れをより具体的にさせていただいたマニュアルを災害弔慰金と災害障害見舞金に分けた上で、御遺族等からの受領申出書など、提出書類等の様式(案)も他の自治体を参考に作成しましたので、その内容等について御協議いただきたいと思いますと考えております。

お手元の資料、「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル(案)」を御覧ください。

1の「目的」でございますが、「災害弔慰金支給等に関する法律」及び「津市災害弔慰金支給等に関する条例」が適用される自然災害が本市に発生した場合における、災害関連死に係る災害弔慰金の支給に関する事項を定めようとする

るものでございます。

次に、2の「フロー図」の1の「制度の周知及び窓口の設置」でございますが、平時からの市ホームページ等による制度の周知に加え、災害弔慰金の支給対象となる自然災害が発生した場合は、避難所でのチラシ配布や防災無線の活用など、該当される方々へ情報が届くよう、当該制度の周知・啓発に努めてまいります。

また、有事には、申請窓口として、福祉政策課や各総合支所に窓口を設置いたします。

次に、フロー図の2の「御遺族からの申出」でございますが、まず、災害弔慰金の受領を申し出ていただくために、死亡された方や御遺族に関する事項等を御遺族の代表に記載していただく、様式1-1の「津市災害弔慰金に係る受領申出書」でございます。

次に、申出書とともに提出していただく資料として、死亡診断書（死体検案書）等の写し、死亡の原因となった傷病と災害との因果関係に関する所見等を医師に記載していただく様式1-2の「意見書」、対象が行方不明者の場合に、死亡の推定に該当することを申し立てるための、様式1-3の「災害による死亡の推定に関する申立書」、災害発生から死亡までの期間があった場合に、その経緯等を詳細に知るための、様式1-4の「災害後から死亡までの経緯」、津市以外で死亡された場合は、自宅の罹災証明書、遺族の住所地が津市以外の場合は、戸籍謄本など遺族であることを証明する書類、災害弔慰金を受領される方の身分証明書の写しと様式1-5の「請求書」でございます。

次に、フロー図の3の「災害弔慰金等支給審査委員会開催の準備」でございますが、まず、個別事案ごとに当課が書類を作成いたします。

作成する書類といたしましては、当課職員が申出者からの聞き取りや提出書類等により確認できた内容を取りまとめた様式2-1の「災害弔慰金等支給審査委員会諮問資料点検票」、医療機関への入退院や社会福祉施設等への入退所の履歴が不明確な場合に、当課職員が申出者や関係機関からの聞き取り、提出書類により作成する様式2-2の「入退院等に係る調書」、対象者が自殺の場合の事案については、当課職員が申出者からの聞き取りや提出書類により作成する様式2-3の「災害弔慰金（自殺）の確認シート」及び様式2-4の「うつ病エピソードの診断ガイドラインに基づく確認シート」でございます。

また、必要に応じて、通院・入院履歴や病状等がわかる資料、介護サービス等の計画書などの書類を収集いたします。

これら必要書類が整いましたら、災害との因果関係の判断が困難な事案について、市長から委員会に諮問されることとなりますが、どの程度の事案が諮問されるかについては、発生した災害の状況により異なることから、迅速な被災者支援の観点から、柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、フロー図の4の「災害弔慰金等支給審査委員会の開催」でございますが、委員会の開催準備が整いましたら、委員長に委員会を招集していただき、「津市災害関連死認定基準」と各種書類をもとに、個別事案ごとに、災害に起因する死亡であるか否かについて、御審議いただくこととなります。

	<p>また、個別事案の審議結果につきましては、別紙1のとおり委員会庶務である当課が取りまとめたものを、委員長・副委員長、各委員に御確認いただき、御了承いただいた上で、市長に答申いただきたいと考えております。</p> <p>最後に、フロー図の5の「災害弔慰金の支給」でございますが、委員会からの答申をもとに、市長が支給を決定し、様式2-5の「津市災害弔慰金等支給審査委員会結果通知書」を申出者へ送付し、支給認定に相当する場合は、申出者に災害弔慰金が支給されることとなります。</p> <p>マニュアルの次の資料は、先ほど御説明した提出書類等の一覧となります。また、その後ろに添付してありますのは、各種様式でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	事務局から、事項1の「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル」について説明がありましたが、何か御意見、御質問等がありますか。
千草委員	去年の委員会の際に気が付けば良かったのですが、私もはっきりしないところがありまして。目的のところ、災害が津市で発生した場合というのが大前提でありますね。マニュアル(案)2の「ご遺族からの申出」の②の5番目「津市以外で死亡された場合」というのは、津市の災害で自宅が被災して、仮に県外の老人ホームに入ってそちらで亡くなった場合はどうなりますか。
事務局(中津)	津市に住所がある方が被災されて、その災害が弔慰金の支給に該当する自然災害であった場合には、例えば津市在住の方が能登で被災された場合、津市に弔慰金の申請をしていただくこととなります。津市で災害が発生したかというよりは、津市の住所がある方がどこで被災されたかということになります。
千草委員	そうすると、マニュアルの目的に「自然災害が本市に発生した場合」と書いてあると、目的から外れてしまうのではないのでしょうか。
事務局(中津)	津市に住所がある方が被災されたとき、というのが前提で、この記載ですと、今、私が話したケースが当てはまらなくなりますので修正したいと思います。
議長	それに関連してですが、自宅の罹災証明書が必要となっているのですが、津市以外で死亡された場合は、能登でもいいのですが、そこで被害にあった場合、自宅は被災なんかしてないですよ。なぜ証明書が必要なのでしょう。
事務局(中津)	例えば、津市に住民票があって自宅があり、能登に別荘があって能登で被災された場合、罹災証明書は能登でしか発行されないの、それを提出していただくイメージです。
千草委員	自宅だけではなく、たまたま里帰りや旅行先のホテルで被災された場合も含まれるのではないのでしょうか。

事務局 (中津)	どこで被災したのかが重要となり、例えば、里帰り先の実家やホテルでの被災なども含まれるので、自宅に限定されないというのはその通りです。
千草委員	ホテルや自宅ではなく、バスで移動している時に被災することもあるのではないのでしょうか。
事務局 (中津)	自宅に限定しないよう修正したいと思います。
議長	DMA Tなど、災害の救援で被災する場合がありますよね。その場合は、弔慰金はどこから支給されるのですか。
事務局 (中津)	そのような場合であっても、その被災者の住所地の自治体が支給する必要があります。
議長	DMA Tは保険に入っていると思います。
千草委員	災害の際に全国社会福祉協議会と老人福祉施設協会からDWA Tに参加された方が見えました。保険はありましたが、仮に亡くなられた場合には、災害弔慰金は支給されるのでしょうか。
副委員長	仕事上の補償にしないといけないので、災害弔慰金ではなく、別に加している労災みたいな制度を活用するのではないかと思います。 例外的に行った先で、豪雨などの災害で被災したら別ですが、基本的には別と思います。
議長	自宅の罹災証明書ではなくて、もう一度考えてほしいと思います。
事務局 (中津)	表現を修正します。
議長	他にどなたか気になったところがありますか。 書類は使ってみないと、どこがどうというのは、気づきづらいところがあると思います。
事務局 (中津)	マニュアルもブラッシュアップはしていきたいと思っています。
副委員長	「遺族の住所地が津市以外の場合は、戸籍謄本など遺族であることを証明する書類」とありますが、津市の方だったら戸籍謄本はいらないということですか。事務局でとれるからいらぬということですか。
事務局 (加藤)	公用でとれますのでいらぬということですか。

木村委員	マニュアル(案)のフロー図2の「ご遺族からの申出」の②の4番目、「災害から死亡まで期間があった場合は災害後から死亡までの経緯」様式1-4ですが、期間が定まっていないと思うのですが、例えば、目安で3か月とかを示した方が良いのではないのでしょうか。
議長	避難所生活の期間も人によって異なるため、その判断は難しいと思います。
事務局(加藤)	どのくらいの期間が妥当であるのかを事例集を参考にしたいと思います。
事務局(中津)	目安としては、3日後ぐらいからではないかと思います。
議長	避難生活が長期になる人もいますよね。仮設住宅にいたら、年単位になりますよね。災害が関連したかどうか、きっかけは災害かもしれないが、関連死になるかどうかの判断は難しい。
事務局(中津)	例えば災害後から死亡までの期間によって、さまざまな記載例を作成しておいたら、記入していただく際には分かりやすいのではないかと考えています。
木村委員	災害による直接死の場合は必要ないと思いますが、全てのケースで出してもらおうと、どういう経緯で亡くなったのかが分かるので、3日ぐらいで亡くなってもそこで何があったのかが分かる。全てのケースにおいて出してもらったほうが良いと思います。
事務局(加藤)	マニュアル(案)には、「死亡まで期間があった場合」と書いてありますが、その判断が難しいので全ての人に出してもらおうということですね。
議長	期間に関係なく、災害から死亡までの経緯が必要ですね。
事務局(中津)	災害から死亡までの経緯を全て提出していただく方向で修正したいと思いません。
議長	続きまして、事項2の「災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル」について事務局から説明をお願いします。 これは災害弔慰金とどこが違うのですか。
事務局(中津)	こちらは、申し出が御遺族からではなく、御本人も含めて申し出いただく形となります。 それでは、「災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル」について、御説明申し上げます。 災害障害見舞金は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った又は症状

が固定したときに精神又は身体に「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障がいがある場合に支給を行うものでございます。

お手元の資料、「災害関連障がいに係る災害障害見舞金支給マニュアル(案)」を御覧ください。

1の「目的」でございますが、「災害弔慰金支給等に関する法律」及び「津市災害弔慰金支給等に関する条例」が適用される自然災害が本市に発生した場合における、災害関連障がいにおける災害障害見舞金の支給に関する事項を定めようとするものでございますが、先ほど事項1で御意見いただきました「本市に」という部分は修正させていただきたいと思っております。

次に、2の「フロー図」の1の「制度の周知及び窓口の設置」でございますが、こちらは、先ほどの災害弔慰金と同様、制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉政策課や各総合支所に申請窓口を設置いたします。

次に、フロー図の2の「申出者からの申出」でございますが、まず、申出者の障がいに関する事項や「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表の第何号に該当するかなどを記載していただく、様式3-1の「災害障害見舞金支給調査票」でございます。

次に、調査票とともに提出していただく資料として、対象者が精神障がいの場合に、障がいの程度や治癒等に関する所見等を医師に記載していただく様式3-2の「診断書(精神障がい用)」、次の、災害発生から障がいを受けるまでの期間があった場合、その経緯等を詳細に知るための様式3-3の「災害により障がいを受けた経緯」については、先ほどの事項1での御意見を踏まえ、この期間についても修正したいと思っております。

次に、津市以外の市町村で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった場合は、罹災証明書、災害障害見舞金を受領される方の身分証明書の写しと様式1-5の「請求書」でございます。

次に、フロー図の3の「災害弔慰金等支給審査委員会開催の準備」でございますが、まず、個別事案ごとに当課が書類を作成いたします。

作成する書類といたしましては、当課職員が申出者からの聞き取りや提出書類等により確認できた内容を取りまとめた様式3-4の「災害弔慰金等支給審査委員会諮問資料点検票(災害障害見舞金)」、対象者が精神障がいの場合に、当課職員が申出者や関係機関からの聞き取り、提出書類により作成する様式3-5の「災害による精神障がいの認定に当たっての確認シート」でございます。

また、必要に応じて、通院・入院履歴や病状等がわかる資料などの書類を収集いたします。

これら必要書類が整いましたら、災害との因果関係の判断が困難な事案について、市長から委員会に諮問されることとなりますが、どの程度の事案が諮問されるかについては、先ほどの災害弔慰金と同様、柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、フロー図の4の「災害弔慰金等支給審査委員会の開催」でございますが、委員会の開催準備が整いましたら、委員長に委員会を招集していただき、「津市災害関連死認定基準」の準用と各種書類をもとに、個別事案ごとに、災

	<p>害に起因するものであるか否かについて、御審議いただくこととなります。</p> <p>また、個別事案の審議結果につきましては、別紙1のとおり委員会庶務である当課が取りまとめたものを、委員長・副委員長、各委員に御確認いただき、御了承いただいた上で、市長に答申いただきたいと考えております。</p> <p>最後に、フロー図の5の「災害障害見舞金の支給」でございますが、委員会からの答申をもとに、市長が支給を決定し、様式3-6の「津市災害弔慰金等支給審査委員会結果通知書」を申出者へ送付し、支給認定に相当する場合は、申出者に災害障害見舞金が支給されることとなります。</p> <p>マニュアルの次の資料は、先ほど御説明した提出書類等の一覧となります。また、その後ろに添付してありますのは、各種様式でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>何か御意見、御質問等がありますか。</p> <p>災害が原因で障がいを負った場合、症状が固定した段階で申請をするということですか。</p>
事務局（中津）	<p>様式3-1にある右下の法別表該当事項の9つの症状が固定等した場合となります。災害で直接的に両上肢等を失った場合は、災害障害見舞金の対象になりますが、なかなか想定が難しいのですが、災害を起因とした障がいではといった事案について委員会で御審議いただくイメージです。</p>
議長	<p>例えば、災害で屋根の修理中に転落して骨折したような事例ですか。</p>
事務局（中津）	<p>その際に、両下肢の機能障がいが残った場合などに、災害との因果関係を判断していただくことになるものと思います。</p>
議長	<p>障がい者等級がありますよね。それはあまり考慮されないのですか。</p>
事務局（中津）	<p>様式3-1に書いてあるのはほぼ1級です。</p>
副委員長	<p>4級というレベルではないですね。</p>
議長	<p>等級を書いたほうが良いのではないですか。</p>
事務局（中津）	<p>法別表はこのようになっており、何級でというものではないので。</p>
議長	<p>障がいに対して等級を付けることは可能ですので、何級以上が対象であるということをはっきり明記した方が、申請者も混乱しないのではないですか。</p>
健康福祉部長	<p>交付を受けた障がい者手帳を添付してもらうなどして、1級を確認できれば対象となることが基本的な考えです。</p>

	<p>そのことがわかるように、マニュアルの表記を修正します。</p>
議長	<p>様式3-2の「障がいの程度」が軽度・中度・重度の表記しかない。どのくらいの見舞金を出すかわかりませんが、軽度・中度・重度の程度によって金額が変わるのですか。</p>
事務局(中津)	<p>見舞金の額は一定です。生計維持者は250万円、その他の方は125万円となります。</p>
議長	<p>障がいの程度を書いたほうがいいのでは。</p>
事務局(中津)	<p>診断書や障がい者手帳も資料として提出していただければ、それで確認できると考えています。</p>
健康福祉部長	<p>様式3-2の診断書が精神障がい用になっており、身体的な障がいの部分が不明瞭なところがあります。身体的な障がいについても確認できるよう、マニュアルの表記を修正します。</p>
副委員長	<p>様式3-1には、障がいの状況として1から9まであって、精神障がいは9で、1から8と同程度以上と記載してありますが、様式3-2の診断書で程度部分を中度にさせても障がい認定できないのでは。1から8は客観的で分かりやすいですが、実際判断するとき、なかなか軽度・中度は認定できないのではないのですか。</p>
議長	<p>これは精神科医にお任せするしかないでしょうが、任された精神科医も困るでしょうね。 他どうでしょうか。</p>
副委員長	<p>先ほど木村委員が言われていましたが、様式3-3も災害弔慰金と同様に、期間に関係なく全員に提出してもらおう方がいいと思います。 あと、災害弔慰金の様式1-4や様式3-3には、死亡者の氏名や障がいを受けた方の氏名欄はあるのですが、申告書なのに署名欄がないと思います。 虚偽申告する人がいたら詐欺罪になる可能性があるもので、法律的なところの意味でも誰が記入したかははっきりした方がいいと思います。</p>
事務局(中津)	<p>その欄は設けるようにします。</p>
副委員長	<p>あくまでも申告書なので客観的に見ても必要だと思います。虚偽申告したらダメですよ。 あと、災害弔慰金の場合は、御本人ではなく遺族が申出するので、既往歴の欄に「不明」も必要だと思います。あるなしで言いきってくれたほうがありが</p>

	たいですが、子どもが既往症を把握していない場合も想定されますので。
事務局（中津）	様式1-4の既往歴の欄ですね。
副委員長	あるなしで答えられない人もいるかなと思います。不明にされて困るかもしれませんが。
議長	同居していない親族が災害弔慰金の申し出をした場合などで、血栓で亡くなられた場合なども想定されますので。
副委員長	分かりようがない場合もありますよね。
事務局（加藤）	既往歴の欄に「不明」を付け加えたいと思います。
千草委員	先ほど災害弔慰金のところでも質問しましたが、過去に能登で被災された方を半年間老人ホームで見っていたことがあるのですが、能登の方が津市の老人ホームで仮に亡くなった場合、津市以外で死亡された場合は罹災証明書を能登でとるということですね。 逆に、例えば津市に住居がある方が、津市で被災された後に、名古屋市か東京で1か月後に亡くなった場合は、罹災証明書は津市の罹災証明書ですね。
健康福祉部長	災害が発生したのが津市なら、津市の罹災証明書が必要となってきます。
千草委員	例えば、津市の自宅が倒壊して、名古屋市にいる息子さんの近くの老人ホームに入って、そちらで亡くなった場合の罹災証明書はどうなりますか。
事務局（中津）	津市で被災されているので津市です。
千草委員	津市の方だったら罹災証明書は必要ないのではないですか。
事務局（中津）	その方が津市の方であれば、津市で罹災状況を確認できるので公用でとれます。 どこで死亡したかというより、どこで被災したかということですね。
千草委員	精神的な障がいはあるかもしれませんが、身体的な障がいというのは津市で被災された方が他県に避難などして改めて出てくることはそうはないと思います。死亡のとき私がイメージしていたのは、能登の方を受け入れたので、その方のイメージがあったので。ちょっと違いますよね。
健康福祉部長	災害が発生した場所ですよ。それは整理します。

木村委員	災害障害見舞金の方では、提出書類一覧が様式3-1から始まっていますが、様式1-1も必要ということでしょうか。
事務局(中津)	様式1-1は災害弔慰金の様式で、災害障害見舞金は様式3-1からです。
木村委員	様式3-1からだと申請の意思が分からないように感じるのですが。
事務局(中津)	<p>災害弔慰金や災害障害見舞金の交付は、基本申請ではなく各市町村の措置となります。各市町村が措置をするので、関連死の場合は、受領される方からの申し出に基づいて調査をして、その方に災害弔慰金を措置します。障がいの場合は、調査票をいただいてそれをもとに調査し、災害障害見舞金を措置します。</p> <p>法律上、市町村の条例でこういう状況の人に支給するとなっていますので、申請とはニュアンスが違います。私も様式を作成する際に同じような悩みがあったのですが、参考にした自治体も同じつくりでしたので、そういう根拠からきているのだらうと思います。</p>
木村委員	厳密にいうと、申請がなくても支給しなくてはいけないけど、福祉だから申請主義ということですか。
事務局(中津)	支給の前段階で調査をする、もしくは受領の権利がある人を調査するという形です。申請をいただいたからではなく、権利がある人から書類をもらって決定をするイメージです。
副委員長	様式1-1は申出書、一方で、様式3-1は調査票となっており、統一感がなく違和感があります。
事務局(中津)	色々な自治体に確認すれば、もっと色々な様式があるかもしれませんが、私どもが今回参考にした自治体ではこのような形式でしたので、それを参考にお示しさせていただきました。もう少し研究したいと思います。
木村委員	もう一つ、様式3-6で結果通知書の1項のただし書きのところ、最後は、審査請求をすることができませんでいいと思います。
事務局(中津)	参考にした自治体がこのようになっていましたので。
木村委員	<p>できませんが正しいと思います。</p> <p>日本語的にもおかしいですし、法律と照らし合わせても。</p>
副委員長	行政法の話なので、できませんが正しいです。
健康福祉部長	確認させていただき、改めさせていただきます。

<p>議長</p>	<p>災害障害見舞金はこのくらいで、次の事項に移りたいと思います。 事項3の「想定事案による事例検討」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(中津)</p>	<p>「想定事案による事例検討」について、御説明申し上げます。 今回の想定事案については、事項1の「災害関連死に係る災害弔慰金支給マニュアル(案)」に基づき、先ほどいただいた御意見等が反映されていない様式となり申し訳ございませんが、委員会開催のための資料を整え、本日、委員会を開催し、支給認定に相当するものとして、支給を決定する想定となっております。</p> <p>まずは、マニュアルに沿った一連の流れの中で、資料の過不足や記載内容等について忌憚のない御意見をいただき、それらを反映させる形で、今後の委員会の運営や災害関連死認定の可否も含めた具体的な事例検討などに生かしていきたいと考えておりますので、御協議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、想定しました事案について、御説明申し上げます。 お手元の資料、「想定事案の概要」を御覧ください。</p> <p>まず、発生した災害の概要でございますが、災害名は「三重県南東沖 南海トラフ地震」で、令和7年5月18日午前9時に発生し、マグニチュードは8.7、最大震度6強を観測したもので、その後も頻繁に余震が発生している状況でございます。</p> <p>こちらは、本年5月19日に実施した、本市の災害対策図上訓練の想定内容を基に作成したものでございます。</p> <p>当該訓練における19日午前9時の被害状況としましては、津波も発生し、市内各所でインフラ等に被害が出ており、死者30名、行方不明者100名以上、負傷者150名以上、全壊した家屋100棟以上、半壊等の詳細は不明、今回の想定事案の最寄りの避難所である白塚小学校も被害を受け、使用できないというものでございました。</p> <p>次に、死亡者、申請者について、でございますが、亡くなられた方は、「津市 はじめ」さん82歳、津市白塚町にお住まいで、心疾患と不整脈の持病がありました。申請者は、「はじめ」さんの同居の妻で「ふじこ」さん81歳です。</p> <p>次に、申請の経緯でございますが、5月18日の発災時、「はじめ」さんは自宅で被災し、家具が倒れ、すき間で動けない状態でいたところを家族等に救護され、その日は車中泊で過ごされています。</p> <p>翌19日には、白塚地域が被害を受けた想定地域になっていたことから、避難所となっている一身田公民館に移動し、それ以降、自宅を片付けるため、避難所と自宅を往復する避難生活が続いていましたが、6月19日に一身田公民館付近で突然倒れ、意識はなく、呼吸もしていなかったため、救急車が到着するまでの間、近くにいた他県の救急隊に救命措置を受け救急搬送されましたが、その後、致死性不整脈により亡くなられています。</p>

裏面は、家族構成となっております、「はじめ」さんには別居の息子が二人おみえです。

次に、提出された書類でございますが、様式1-1の「津市災害弔慰金に係る受領申出書」が8月1日に、御遺族の代表である妻の「ふじこ」さんから提出されています。

あわせて、見本としてではございますが、「死亡診断書」と、死亡原因や災害との因果関係に係る所見を医師に記載していただいた様式1-2の「意見書」、今回の事案では災害発生から死亡までに約1か月ありましたので、その経緯等を知るための様式1-4の「災害後から死亡までの経緯」、家屋の被害状況を確認するための「罹災証明書」、遺族の状況を確認するための「戸籍謄本」、申出者である「ふじこ」さんの身分証明書の写し、様式1-5の災害弔慰金の「請求書」が提出されています。

また、当課職員が、提出された書類や申出者から聞き取った内容をもとに取りまとめた、様式2-1の「災害弔慰金等支給審査委員会諮問資料点検票」がございます。

想定といたしましては、これらの資料と「津市災害関連死認定基準」をもとに、本日の委員会で、当該事案を御審議いただき、その審議結果を別紙1のとおり委員会庶務である当課が取りまとめた上で、10月6日付けで、市長に答申いただく流れとなっております。

その後、委員会からの答申をもとに、市長が支給を決定し、様式2-5の「津市災害弔慰金等支給審査委員会結果通知書」を10月10日付けで申出者へ送付し、速やかに災害弔慰金が支給されることとなります。

今回は、マニュアルや様式等の内容を御検討いただくため、1事案の想定となりましたが、次回以降の委員会では、複数の想定事案を御用意し、災害関連死認定の可否について御検討いただけるよう、調整を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

これに対して意見はありますか。

副委員長

想定として1か月でお亡くなりになっていますが、やはり死亡までの経緯は欲しいと思います。

議長

どういう生活をしていたかは大事ですね。

副委員長

人によっては様式1-2の意見書がしっかりしていて、医師の判断で因果関係が分かると思いますが、様式1-4の経緯で不正受給となるような不審な点がないかを見て、特になければ、様式1-2で判断できるということもあると思います。

千草委員

罹災証明書というのは、この場合、津白塚消防署長が出していますが、罹災

	<p>証明書は消防署長が出すのですか。</p>
事務局（中津）	<p>火災は消防、倒壊は危機管理だと思います。今回の場合、火災のイメージで罹災証明書を作成したのですが、状況によって発行する部署が異なっていますので。</p>
議長	<p>住宅が全壊したとありますので。</p>
副委員長	<p>インターネットで検索すると、火災の場合は管轄の消防署、自然災害の場合は市町村の被害認定担当部署となっています。</p>
議長	<p>被害認定担当部署はどこですか。</p>
事務局（中津）	<p>危機管理部です。災害があったときに中心になって動くのが危機管理部になるので、地域全体の災害状況を把握して発行しています。</p>
健康福祉部 次長	<p>最終的には津市長になります。</p>
議長	<p>市民は受付に行きますよね。</p>
健康福祉部長	<p>災害弔慰金だけでなく、色々な所へ証明書をださないといけないので、罹災証明書を発行する部署も広報で周知をします。</p>
議長	<p>福祉政策課にも行く必要があるのですね。</p>
事務局（中津）	<p>この前の四日市市のように特設窓口を作って、そこで一括してというのもあり得ることだと思います。</p>
副委員長	<p>規模が大きいと特設会場ですよ。</p>
議長	<p>特設会場を設置しないと、あちこち回るのはストレスになりますよね。</p>
事務局（中津）	<p>被災された方が色々なことをしないといけないのは、なるべく避けたいと思います。</p>
健康福祉部長	<p>行政側もバラバラに体制が組めないなので、まとまって窓口ができると思います。</p>
健康福祉部 次長	<p>津市も平成16年に時間100ミリ以上降ったときがあったのですが、罹災証明書発行の窓口を設けていました。</p>

副委員長	四日市市のホームページを見たところ、市民課と市民窓口サービスセンターと各地区の市民センターで申請できるとなっています。
事務局（中津）	津市で言えば、各総合支所や出張所でもできるということですね。
議長	窓口がいっぱいあってもそこで全部やってもらわないと。
副委員長	建物ひとつでそこでワンストップが理想だと思います。
議長	他に意見はありませんか。
健康福祉部長	次回の委員会では、実践に近い形でお願いできたらと思います。
副委員長	今回は答えが見えていましたが、審議するイメージですか。資料があつて○か×かの。
健康福祉部長	今回は、想定事案の中でこんな形の資料があつたらといった御意見等をいただければと思っていました。 次回は、本日御意見いただいた部分のマニュアル等を修正した上で、それに基づいて、想定事案を3つくらい、災害弔慰金2件、災害障害見舞金1件程度を御審議いただけたらと考えていますので、よろしく願いいたします。
議長	これで本日の事項は全て終了しました。以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。